

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岐阜市長 柴橋 正直

市町村名 (市町村コード)	岐阜市 (21201)
地域名 (地域内農業集落名)	長良地区 (中川原・古津・志段見・雄総・堀田・真福寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者が75才以上で後継者未定の農地に対し、今後耕作を引き受ける意向の担い手がないため、担い手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内にいる認定農業者等の参入や、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより農地の集約化に対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の中心となる担い手に農地集積、集約を図り、また入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。 認定農業者等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて認定農業者等への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業に対する取り組みに努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れし、地域での育成に取り組む。 また、市民農園をはじめ観光農園や体験農園の開設を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦遊休農地を増やさないよう、地区内の巡回や利用状況調査等により保全・管理をおこなう。